

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱

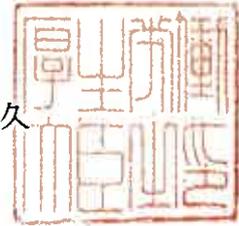
厚生労働省発雇均 0824 第 2 号

令和 3 年 8 月 24 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 (略)

第二 雇用保険法施行規則の一部改正

一 同一の子について二回以上の育児休業等をした場合の休業開始時賃金証明書の取扱い
事業主は、同一の子について二回以上の育児休業等をした場合は、初回の休業に限り、休業開始時賃金証明書を提出しなければならないものとする。

二 育児休業給付金の支給の対象となる休業の範囲の改正

育児休業の申出に係る子が一歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合において、育児休業給付金の支給対象となる育児休業は、次のいずれにも該当する休業とすること。

(一) 一歳に達する日後から一歳六か月に達する日までの休業及び一歳六か月に達する日後の休業について、それぞれ当該期間中にした休業が終了した日後の休業でないこと (三一)に該当する場合を除く。)

(二) 一歳に達する日若しくは一歳六か月に達する日から継続する休業であること又は一歳に達する日以後に配偶者が行っている休業が終了する日の翌日以前の日から取得する休業であること

三 育児休業給付金の対象となる育児休業の取得回数制限の例外

育児休業給付金の対象となる育児休業の取得回数の制限の例外は、次に掲げる場合とすること。

(一) 別の子の産前産後休業若しくは育児休業又は別の対象家族の介護休業が始まったことにより育児休業が終了した場合であつて、当該子又は対象家族の死亡等により新たな休業が終了した場合

(二) 育児休業の申出に係る一歳に満たない子の養育を行っている配偶者が、死亡、負傷、疾病若しくは身体上若しくは精神上的の障害又は婚姻の解消により当該子と同居しないこととなったこと等により、養育することができなくなった場合

(三) 育児休業の申出に係る一歳に満たない子が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合

(四) 育児休業の申出に係る一歳に満たない子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

- (五) その養育する子が一歳に達する日の翌日から一歳六か月に達する日まで及び一歳六か月に達する日の翌日から二歳に達する日までの期間において、それぞれ当該期間中に初めて育児休業を開始する場合

四 出生時育児休業給付金の支給対象となる休業

出生時育児休業給付金は、被保険者が次のいずれにも該当する休業（当該休業期間中に就労している日数が十日（出生時育児休業給付金の支給に係る休業をした日数の合計が二十八日に満たない場合は、十日に当該日数を二十八日で除して得た率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数））。その日数を超える場合にあっては、公共職業安定所長が就業をしていると認める時間が八十時間（当該日数が二十八日に満たない場合は、八十時間に当該率を乗じて得た時間数））以下であるものに限る。）をした場合に支給することとする。

- (一) 被保険者がその事業主に、休業期間の初日及び末日を明らかにして申し出ることによってすること
- (二) 次のいずれかに該当することとなった日後（ハに該当する場合にあっては、その日以後）の休業でないこと

イ 出生時育児休業終了予定日とされた日（その事業主に申し出ることによって変更された場合にあっては、その変更後の日。ロ及びハにおいて同じ。）の前日までに、子の死亡その他の被保険者が出生時育児休業の申出に係る子を養育しないこととなった事由として公共職業安定所長が認める事由が生じたこと

ロ 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業の申出に係る子の出生の日の翌日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日の翌日）から起算して八週間を経過したこと

ハ 出生時育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業の申出をした被保険者について産前産後休業期間、介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まったこと（当該出生時育児休業の申出に係る子を養育するための新たな休業をする期間が始まったときを除く。）

(三) 期間を定めて雇用される者については、その養育する子の出生の日（出産予定日前に子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）から八週間を経過する日の翌日から六箇月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでないこと

五 出生時育児休業給付金の支給に係るみなし被保険者期間の算定の特例の対象となる理由

出生時育児休業給付金の支給に係るみなし被保険者期間の算定に当たって、当該出生時育児休業を開始した日前二年間に加えて算定の対象とすることができ期間に係る理由は、次のとおりとすること。

(一) 出産

(二) 事業所の休業

(三) 事業所の命による外国における勤務

(四) 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第四項第二号に該当する交流採用

(五) (一)から(四)までに掲げる理由に準ずる理由であつて、公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの

六 出生時育児休業給付金の支給申請手続

1 出生時育児休業給付金の支給申請手続は、出生の日（出産予定日前に子が出生した場合にあつては、当該出産予定日）から起算して八週間を経過する日の翌日から当該日から起算して二箇月を経過する日の属する月の末日までの期間に、次の書類を公共職業安定所長に提出して行うこととすること。

(一) 当該被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日、被保険者番号又は個人番号、出生時育児休業の申

出に係る子の出産年月日、出生時育児休業の申出に係る休業の初日及び末日、当該休業期間中の就業日数並びに当該休業期間に支払われた賃金の額等を記載した申請書

- (二) 休業開始時賃金証明票及び賃金台帳等の賃金の支払状況及び賃金の額を証明する書類
 - (三) 母子健康手帳等の当該子があることの事実を証明する書類
 - (四) 労働者名簿等の被保険者が雇用されていることの事実を証明する書類
 - (五) 当該休業終了後の雇用の継続の予定を証明する書類（期間を定めて雇用される者に限る。）
- 2 被保険者は、1の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、1に定める書類を添えないことができることとする。
- 3 公共職業安定所長は、1により申請手続を行った被保険者が出生時育児休業給付金の支給要件に該当すると認めたときは、当該被保険者に対して出生時育児休業給付金を支給する旨を通知しなければならないこととする。
- 4 出生時育児休業給付金と育児休業給付金の届出をそれぞれ行う場合には、先行する休業に係る届出を先に行わなければならないこととする。

七 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 その他

一 この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。